

市政記者各位

福岡市包括外部監査「補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について」の結果報告

地方自治法第 252 条の 37 の規定に基づき、「補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について」を監査テーマとして、市の各部局で行われている指定管理者事業を対象として監査を実施し、その結果を報告書としてとりまとめたのでお知らせします。

テーマ選定理由

補助金、負担金、交付金等(以下「補助金等」という。)の支出に当たっては、透明性を確保し、費用対効果等の説明責任を果たすことが求められるとともに、不断の検証や見直しを行うことが重要となる。市では、補助金等を多くの部局から支出しており、補助効果の検証、調書の公表、継続の必要性の検証等に取り組むとともに、近年の新型コロナウイルス感染症に関連して、様々な補助金等事業を実施しているところでもある。このため、関係法令等に準拠して遂行されているか、公益性や有効性等の観点から適切に行なわれているか等を検討することは有意義であると考え、包括外部監査の特定の事件として選定した。

監査の結果及び意見の件数

区分	結果	意見	合計
監査の結果及び意見(総論)	- 件	12 件	12 件
監査の結果及び意見(各論)	68 件	177 件	245 件
計	68 件	189 件	257 件

主な監査の結果及び意見

補助金等の財務事務の執行について PDCA サイクルを想定して各業務プロセスに対して監査を実施した。

- Plan(計画)の業務プロセスで発見された事項
 - 補助金交付要綱に暴力団排除条項に該当する条項が設置されていない。
 - 備品等が補助対象である場合に処分制限財産に該当するか補助金交付要綱に明記されていない。
 - 補助金や交付金に消費税相当額が含まれているため、交付先から消費税相当額についての返還が必要ではないかという問題がある。
 - 補助金交付要綱における補助対象経費、補助要件等の規定が不明瞭である。
- Do(実行)の業務プロセスで発見された事項
 - 補助金の交付申請時に提出される補助金交付申請書、収支計画書等において、補助対象経費が明示されていない、記載内容が不足している、記載内容に対する審査が不十分である。
 - 補助対象団体の事務局が市役所内にあり、事務局は市職員が担当している等といった現状から、補助金の交付先としての適格性に問題がある。
 - 市が支出した負担金を財源として実行委員会で実施された事業について委託業者へ業務委託されているが、当該業務委託について仕様書に定められた契約額に係る契約変更が実施されていない。
- Check(評価)の業務プロセスで発見された事項
 - 交付先が提出する事業実績報告書、収支計算書等の内容確認を行っているが、領収書等の原始証憑の確認は行っていない。
 - 定量的な指標の設定ができるにもかかわらず設定されていない。定量的な評価指標が設定されているものの、補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明であり、評価指標としては不足している。
- Action(改善)の業務プロセスで発見された事項
 - 補助金終期の延長に当たり補助金事業をなぜ継続する必要があるのかという理由について検討していない。

包括外部監査人:公認会計士 塩塚正康 補助者:弁護士、公認会計士等合計 6 名
監査実施期間:令和 4 年 7 月 14 日から令和 5 年 3 月 14 日まで

問い合わせ先

塩塚公認会計士事務所

所長 塩塚正康

電話:080-3907-2475 (3/27(月)は 19 時まで対応可)

令和4年度福岡市包括外部監査の結果報告書（概要版）

福岡市包括外部監査人 塩塚 正康

令和4年度の包括外部監査を終了いたしましたので、その概要をご報告いたします。

1 選定したテーマと監査対象

監 査 テ ー マ	補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について
選 定 理 由	補助金、負担金、交付金等（以下「補助金等」という。）は、地方自治法において、地方公共団体が公益上必要と認める場合に限り市民や団体等に支出することができる」と規定されている。 補助金等の支出は、地域活性化等の行政的課題を効率的に解決するとともに、市が施策展開を行う上で有効な方策としての役割を果たしている。 しかしながら、補助金等は反対給付なく支出されるため、補助金等の長期化による既得権化や団体等の過度な行政への依存（自律性の阻害）等の問題点も指摘されるところである。 したがって、補助金等の支出に当たっては透明性を確保し、費用対効果等の説明責任を果たすことが求められるとともに、不断の検証や見直しを行うことが重要となる。 福岡市（以下「市」という。）においても補助金等は多くの部局で活用されている。市では、令和3年6月に策定した「財政運営プラン」において「取組みの方向性」の一つとして「ガイドラインに沿った補助金の適切な運用」を掲げ、補助金交付事務を適切に実施するとともに補助効果の検証、調書の公表、継続の必要性の検証等に取り組んでいる。また、市は、近年の新型コロナウイルス感染症に関連して、様々な補助金等事業を実施しているところでもある。 これらを踏まえ、補助金等に係る財務事務の執行について、関係法令等に準拠して遂行されているか、公益性や有効性等の観点から適切に行なわれているか等を検討することは有意義であると考え、包括外部監査の特定の事件として選定した。
監 査 対 象 部 局	補助金、負担金、交付金等に係る財務事務を執行している全ての部局を監査対象とした。
監 査 対 象 の 選 定	令和3年度支出負担行為データの分析を行い、補助金または助成金については、令和3年度における各補助金調書の内容を確認の上、重要性が高いと考えられるものを選定した。また、負担金、交付金及び介護納付金については、補助金一覧や補助金調書と同様のものは作成されていないため、支出負担行為データを参照し、金額の大きさや件名（摘要）の内容等を踏まえ、重要性が高いと考えられるものを追加選定した。 上記の結果、令和3年度補助金、助成金、負担金、交付金及び介護納付金の全350件のうち、112件を詳細監査対象として選定した。
監 査 対 象 期 間	原則として令和3年度とし、必要と認めた場合、令和4年度及び令和2年度以前の過年度についても監査対象とした。

2 監査実施者

包括外部監査人	公認会計士 塩塚 正康
包括外部監査人補助者	弁護士1名、公認会計士4名、アシスタント1名

3 報告書の構成

第1 監査の概要（テーマ、対象、方法、実施者等）	1 ページ～ 3 ページ
第2 監査対象の概要	
1 補助金等の定義	4 ページ～ 5 ページ
2 市の補助金等に係る取組	5 ページ～ 11 ページ
3 市の組織	12 ページ
4 監査対象事業	13 ページ～19 ページ
第3 監査の視点及び実施した監査手続	
1 監査の視点	20 ページ～22 ページ
2 実施した監査手続	22 ページ
3 監査の実施状況	23 ページ
第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	
1 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	24 ページ～34 ページ
2 監査の結果及び意見（総論）	35 ページ～49 ページ
3 監査の結果及び意見（各論）	50 ページ～457 ページ

4 監査の視点及び実施した監査手続

（1）監査の視点

本監査は、「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の4つの監査の視点に基づき監査を実施した。

包括外部監査は、地方自治法に基づき実施されるものであるため「合規性」の視点を持ち、また、いわゆる3E（有効性(Effectiveness)、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)）の視点を持って監査を行うべきことは論を待たないところである。

本監査では、これらに加えて「説明責任及び透明性」という監査の視点の保持を特に意識した。なぜなら、地方公共団体における行政運営においては、市民のために限られた財源を真に必要な事業等に投下する必要がある、そのためには意思決定の結果のみならず、意思決定の過程の明確性、当該過程に係る文書保存による検証可能性が重要と考えたためである。

この「合規性」「有効性」「経済性及び効率性」並びに「説明責任及び透明性」の視点に基づく監査を実施するためには、補助金等事業に関する事務の内容を理解するとともに、理解した内容に応じてどのようなリスクや課題が生じるかを意識して監査する必要がある。

このため、補助金等事業に関する事務について PDCA サイクルを想定して各業務プロセスに分解するとともに、分解した業務プロセスごとに、より具体的な監査の視点を設定し、これに基づき選定した監査対象に対して詳細監査を実施した。

業務プロセスごとに設定した監査の視点は、次のとおりである。

<業務プロセスごとの具体的な監査の視点>

業務プロセス	具体的な監査の視点
Plan(計画)	合規性
・ 補助金交付要綱、要領等	・ Plan（計画）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・ 補助金交付要綱は適切に作成されているか。補助金交付要綱の内容（交

業務プロセス	具体的な監査の視点
の決定	付の目的等) は不十分ではないか。 ・ 市の負担金及び交付金拠出の根拠となる定めは適切に策定されているか。 ・ 補助金交付要綱に暴力団排除の規定は設定されているか。 ・ 補助金交付要綱に処分制限財産に関する規定は設定されているか。
	有効性 ・ 補助金等の必要性に疑義はないか。 ・ 運営費補助から事業費補助へ変更すべきではないか。 ・ 補助対象団体について、公平性等の観点から問題はないか。 ・ 補助金の申請方法や申請期限について柔軟性を持つ等改善すべき点が無いか。
	経済性及び効率性 ・ 補助対象事業の内容や補助対象経費、補助率、補助金の上限が定められているか、具体的内容か。 ・ 補助対象経費として不適切なものはないか（交際費・飲食費等）。 ・ 間接補助に係る支給条件等のルール化は具体的に設定されているか。 ・ 補助金額の算定方法に疑義はないか（収益事業に係る利益が控除されていない、必要経費ではなく規模等で一律支給等）。 ・ 消費税の仕入税額控除が加味されていない等の問題は無い（補助対象経費から減額されていない）。
	説明責任及び透明性 ・ Plan（計画）に関する各種業務について結果だけでなく、根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・ 前金払（概算払）の理由の文書化及びその審査内容は十分であるか。 ・ 文書は適切に保管されているか。
Do（実行） ・ 補助金交付申請 ・ 補助金交付決定 ・ 補助事業の実施	合規性 ・ Do（実行）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・ 補助金交付要綱に従った手続は実施されているか。 ・ 補助金交付申請書等の文書内容に不備・不足はないか。
	有効性 ・ 補助事業の実施に当たり、目的は達成されているか。 ・ 補助金交付先が任意団体である場合は、団体としての実質的な自立性に疑義はないか。 ・ 補助事業の実施体制や実施方法は有効性を考慮したものになっているか。 ・ 交付申請書の内容は不明瞭ではないか。
	経済性及び効率性 ・ 補助事業の業務実施に当たり、経済性及び効率性は検討されているか。
	説明責任及び透明性 ・ Do（実行）に関する各種業務について、結果だけでなく根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・ 文書は適切に保管されているか。
Check（評価） ・ 補助事業の	合規性 ・ Check（評価）に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。

業務プロセス	具体的な監査の視点
実績報告、及びその審査 ・補助金額の確定 ・補助事業の効果測定	・実績報告書に不備、数値の不整合等はないか。 ・実績報告書上、補助対象事業とその他の事業、補助対象経費とその他の経費が明確に区分されているか。 ・確定した補助金額の算定過程は明確か。 ・補助金交付要綱上の補助対象経費以外の項目に補助金が支給されていないか。
	有効性
	・収支決算書の内容に疑義はないか。 ・補助金事業の事業評価は不十分ではないか。 ・アンケート調査や指標の設定等是不十分ではないか。 ・事業評価上、定量的な指標はあるか、交付の目的に照らして適当か。
	経済性及び効率性
	・収支報告書の審査は、経済性及び効率性の観点から問題ないか。 ・収支報告書は適切に審査されているか。必要に応じて実地調査等を行っているか。
	説明責任及び透明性
Action (改善) ・次年度への改善、他部局への反映 ・情報公開	・Check (評価) に関する各種業務について結果だけでなく、根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・提出される収支決算書の内訳や、補助対象経費に係る資料は十分か。 ・補助金等の効果測定や、継続の必要性に係る文書化が不十分ではないか。 ・審査調書には結果のみが記載され、具体的な手続等が不明確ではないか。 ・文書は適切に保管されているか。
	合規性
	・Action (改善) に関する各種業務は法令等に準拠して実施されているか。 ・過去の包括外部監査における結果は改善されているか。
	有効性
	・過去の包括外部監査における意見は検討されているか。 ・定期的な見直しのための終期は補助金交付要綱に設定されているか。 ・定期的な見直しのための終期の検討は実質的に実施されているか。 ・事業の実施結果が指標を下回った場合、対策は検討されているか。また、大きく下回った場合、事業廃止を検討すべきではないか。
	経済性及び効率性
	・予算額と実績額に大幅な乖離がある場合、当該理由の分析や、次年度の金額見直し等は検討されているか。
	説明責任及び透明性
	・Action (改善) に関する各種業務について、結果だけでなく根拠や検討プロセス等についても文書化されているか。 ・文書は適切に保管されているか。 ・情報公開は適切に実施されているか。

(2) 実施した監査手続

「(1) 監査の視点」を踏まえ、次の手順で監査手続を実施した。

ア 概要の把握

補助金等に係る財務事務に関する条例、規程、近年の市の取組資料等を閲覧した。

また、補助金等事業の全体像及び各事業の概況を把握するため、支出負担行為データの分析を行うとともに、市が公表している補助金調書の内容を把握した。

イ 詳細監査対象の選定

市が執行する補助金等に係る財務事務は多岐にわたっているため、「ア概要の把握」に記載した分析等の結果を踏まえ、重要性が高いと考えられる補助金等を抽出し、詳細監査対象として選定した。

ウ 詳細監査対象に係る各所管部局に対する調査

詳細監査対象とした補助金等について、所管部局に対して関連する文書の査閲及び担当者への質問を行い、関係法令等への準拠性を始め、「(1) 監査の視点」に記載した具体的な監査の視点について調査した。

5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

本報告書における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（以下「監査の結果及び意見」という。）は、補助金等事業全般に係るものと監査した個別の補助金等事業に係るものがあることから、補助金等事業全般に係るものは「監査の結果及び意見（総論）」、個別の補助金等事業に係るものは「監査の結果及び意見（各論）」として記載している。

また、監査の結果及び意見の区分は、次のとおり整理している。

＜結果及び意見の区分＞

区分	内容
結果	法令、条例、規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項。
意見	結果には該当しないが、監査人が改善や検討が必要と認めて述べる事項。

ア 監査の結果及び意見の件数

本報告書に記載した監査の結果及び意見の件数は、次のとおりである。

＜監査の結果及び意見の件数＞

区分	結果	意見	合計
監査の結果及び意見（総論）	— 件	12 件	12 件
監査の結果及び意見（各論）	68 件	177 件	245 件
計	68 件	189 件	257 件

（２）監査の結果及び意見の総括

本項目では、補助金等事業に関する事務について PDCA サイクルを想定して各業務プロセスに着目して監査を実施したことから、「監査の結果及び意見（総論）」及び「監査の結果及び意見（各論）」で記載した主な結果及び意見の内容を踏まえ、業務プロセスの内容に沿って、監査の結果及び意見の総括を述べる。

ア Plan（計画）の業務プロセスで発見された事項

（ア）補助金交付要綱、要領等の決定について

補助金等事業については、事業の計画時点において、補助金交付要綱を適切に作成すること、暴力団排除等必要な条項を規定すること、補助対象事業の内容や補助対象経費等を具体的に規定すること等が重要である。

補助金交付要綱、要領等の決定について報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

＜暴力団排除条項の設置等について（総論）＞

結果及び意見の項目	（意見）暴力団排除条項の設置及び運用の周知徹底について	P. 35
結果及び意見の概要	・ 特段の理由がないにもかかわらず暴力団排除条項に該当する条項が設置されていなかった事例、警察への照会確認を実施していない事例等が複数発見された。 特段の理由もなく排除措置を実施しないことは、補助金事業を通じて暴力団を利することに繋がるリスクがあり、問題がある。 よって、暴力団排除条項に関する内容を福岡市補助金ガイドラインに明記する等の方法により、補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び運用の周知徹底を図ることが望ましい。	

＜暴力団排除条項の設置等について（各論）＞

結果及び意見の項目	（結果）補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討について	P. 65/ P. 442
	（意見）補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び警察への照会確認実施の検討について	P. 447
	（意見）補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置について	P. 144/P. 156/ P. 164/P. 183/ P. 318
	（結果）補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置及び補助金確定前の警察への照会確認実施について	P. 349
	（意見）暴力団排除条項に関する警察への照会に係る対象者の範囲について	P. 367/P. 370
	（意見）暴力団員等の排除に関する情報提供の受領時期について	P. 400
結果及び意見の概要	・ 補助金交付要綱に暴力団排除条項に該当する条項が設置されていない事例 ・ 暴力団排除措置を特段実施しておらず、警察への照会確認も実施していない事例 ・ 暴力団排除に係る警察への照会を行っているが、その回答の入手が補助金確定通知日の後になっている事例 ・ 暴力団排除条項に該当する条項が規定されているが、警察への照会の対象者の範囲が限定的である事例	

	暴力団員等の排除に関する情報提供についての回答を待たずに、補助金交付決定の決裁が行われている事例等が発見された。 補助事業の実施においては、福岡市暴力団排除条例に基づき、適切な排除措置が求められるところである。 よって、補助金交付要綱における暴力団排除条項の設置、警察への照会確認の適時適切な実施、排除措置が不要であると判断される場合は当該理由の文書化等が必要と考える。
--	---

<処分制限財産に係る運用の強化について（総論）>

結果及び意見の項目	（意見）処分制限財産に係る運用の強化について	P. 36
結果及び意見の概要	補助金交付要綱では補助金を備品の購入費等に充当できる旨が定められているにもかかわらず、購入された備品等がどのような場合に福岡市補助金交付規則に定められた処分制限財産に該当するかについて明示されていない事例が複数発見された。 補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び運用が明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、処分制限財産の定義及び運用に関する具体的な考え方を福岡市補助金ガイドラインに明記する等の方法により、処分制限財産の定義の明確化及び運用の強化を図ることが望ましい。	

<処分制限財産に係る運用の強化について（各論）>

結果及び意見の項目	（意見）補助金交付要綱における処分制限財産の定義及び取扱いの明確化について	P. 56/P. 66/ P. 123/P. 138/ P. 145/P. 168/ P. 182/P. 220/ P. 232/P. 270/ P. 277/P. 359/ P. 382/P. 422/ P. 436/P. 439/ P. 446
結果及び意見の概要	備品等が補助対象とされている場合に、当該備品が処分制限財産に該当するか補助金交付要綱において明記されていない等、補助金の交付先が処分制限財産を購入する可能性があるにもかかわらず、補助金交付要綱において処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではない事例が発見された。 処分制限財産の定義及び取扱いが明確ではないことは、市長の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡市補助金交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にした上で当該財産の管理方法や処分する場合の具体的な手続等、処分制限財産の取扱いについて記載しておくことが望ましい。	

＜消費税に係る留意事項について（総論）＞

結果及び 意見の項目	(意見) 消費税に係る留意事項の周知徹底について	P. 37
結果及び 意見の概要	・ 補助金額算出に当たって集計される経費が消費税を含む金額となっているものの、補助金交付要綱において消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項がなく、交付先が消費税の課税事業者かどうか、仕入税額控除が生じ得るか等について確認を実施していない事例が複数発見された。 補助対象経費が消費税込みで算定され、かつ、補助金の交付先の消費税計算において仕入税額控除が生じる場合、補助金の交付額が消費税額相当分過大となる可能性が否定できない。このため、補助金交付要綱にて仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や、仕入税額控除が生じた場合の補助金返還に関する事項等の条項を設けておく必要がある。 よって、福岡市補助金ガイドライン等に消費税に係る留意事項を記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。	

＜消費税に係る留意事項について（各論）＞

結果及び 意見の項目	(結果) 消費税の仕入税額控除に係る取扱いの補助金交付要綱への反映について	P. 53/P. 118/ P. 122/P. 311/ P. 420
	(結果) 補助対象経費における消費税相当額（仕入税額）の取扱いの明確化について	P. 269
	(結果) 交付金額に含まれる消費税相当額に係る対応の必要性和取扱いの明確化について	P. 352
結果及び 意見の概要	・ 補助金交付要綱において消費税の仕入税額控除に係る取扱いに関する条項がなく、交付先が消費税の課税事業者かどうか、及び仕入税額控除が生じ得るかについて、確認を実施していない事例 ・ 補助金や交付金に消費税相当額が含まれているため、交付先から消費税相当額についての返還が必要ではないかという問題があるが、条例や補助金交付要綱等において消費税相当額の取扱いの規定がない事例等が発見された。 交付先の消費税計算の過程において仕入税額控除が生じる場合、結果として補助金の交付額が過大となり、適正な補助金の執行を行う上で問題となる可能性がある。 よって、条例や補助金交付要綱等に仕入税額控除が生じ得るか否かについての判定や仕入税額控除が生じた場合の交付額返還に関する条項等を設けること、交付額に消費税相当額が含まれていると考えられるものについては交付先へ仕入控除税額に関する報告や返還を求めることの検討等が必要と考える。	

＜補助対象経費の明確化等について（総論）＞

結果及び 意見の項目	（意見）補助対象経費等の明確化に係る周知徹底について	P. 38
結果及び 意見の概要	・ 補助金交付要綱における補助対象経費、補助要件等の規定が不明瞭な事例が複数発見された。 補助金交付要綱において、補助対象経費、補助要件等の規定が不明瞭であれば、補助金の算定過程が不明瞭となり、透明性や説明責任の観点から問題があるだけではなく補助金を過大に交付してしまうリスクが生じかねない。また、補助金交付要綱における補助対象経費、補助要件等が曖昧であれば、適切な補助金実績の審査に係る市の説明責任を問われる可能性がある。 よって、福岡市補助金ガイドラインに記載のとおり適正な補助金の執行を担保する観点から、補助金交付要綱における補助対象経費、補助要件等の規定について、より具体化、明確化するよう、市全体に周知徹底することが望ましい。	

＜補助対象経費の明確化等について（各論）＞

結果及び 意見の項目	（結果）補助事業に係る収入の区分経理について	P. 54
	（意見）福岡市地域交流広場助成要綱における補助対象経費の明確化について	P. 70
	（結果）補助金交付要綱における補助対象経費の見直しについて	P. 84
	（意見）補助金額算出方法見直しの検討について	P. 96
	（結果）補助金額算定方法根拠の明確化及び算出方法見直しの検討について	P. 114
	（意見）補助金交付要綱における補助対象の明確化について	P. 132/P. 428
	（結果）啓発活動費の範囲の明確化について	P. 140
	（意見）研修費に係る内容の具体化について	P. 175
	（意見）補助対象経費の明確化について	P. 202/P. 212/ P. 215/P. 252/ P. 274
	（結果）補助対象経費の明確化について	P. 254/P. 261
	（結果）補助金の精算方法の明確化について	P. 216
	（意見）補助対象経費に食糧費を含める必要性の検討について	P. 280/P. 283/ P. 289/P. 292/ P. 304
	（意見）市長が認める事業を補助対象事業とする場合の根拠の明確化について	P. 312
	（結果）記念品代が補助対象経費に該当するかどうかの整理の必要性について	P. 313
	（結果）補助対象経費の明確化の必要性について	P. 325
	（結果）補助金交付要綱における補助対象事業の明確化について	P. 358
	（意見）補助対象事業に関する規定の修正について	P. 381
	（結果）補助金交付要綱における補助対象事業の整理について	P. 396/P. 407
	（意見）減価償却費に関する補助対象経費の明確化について	P. 399

結果及び 意見の概要	・ 収支計画書における収入について、補助事業と補助対象外事業に区分されていない事例 ・ 補助金交付要綱において具体的な補助対象経費が規定されていない事例 ・ 補助金交付要綱における補助対象経費に含まれない支出に対して補助金が交付されている事例 ・ 補助金額算出方法の根拠や補助対象となる費用について詳細が不明である事例 ・ 啓発活動費、食糧費、記念品代、減価償却費等特定の科目に係る補助対象経費としての明確性や必要性に課題がある事例 ・ 補助金の精算に当たって交付先の自主財源等をどのように取り扱うかについて、具体的に定められていない事例 ・ 補助金交付要綱における補助対象事業が明確に整理されていない事例等が発見された。 補助金額を具体的に算定するだけでなく、不適切な支出につながるリスクを回避し、説明責任を担保する観点から補助対象経費等の明確化は重要である。 よって、補助対象経費を明確化すること、食糧費等の科目については補助対象経費の算定に当たり特に留意すること、補助金の精算方法を補助金交付要綱において具体的に規定すること、補助対象事業を具体的に整理すること等が必要と考える。
-----------------------	--

＜概算払の必要性等について（総論）＞

結果及び 意見の項目	(意見) 概算払の必要性に係る周知徹底について	P. 39
結果及び 意見の概要	・ 概算払が実施されているものの概算払の必要性について検討されていない事例、及び文書には概算払する旨の記載があるものの具体的な検討が不足していると考えられる事例が複数発見された。 補助金交付は精算払が原則であるにもかかわらず、必要性が検討されずに概算払が行われることは、原則どおり精算払が行われる補助金と比較して平仄が合わないと考えられる。 よって、福岡市補助金交付規則及び補助金事務の手引きに記載のとおり、概算払の必要性を厳密に検討するよう市全体に周知徹底することが望ましい。	

＜概算払の必要性等について（各論）＞

結果及び 意見の項目	(意見) 補助金概算払の時期見直しの検討について	P. 93
	(意見) 概算払の必要性の検討について	P. 139/P. 148/ P. 170/P. 174/ P. 179/P. 185/ P. 193/P. 197
	(結果) 概算払の必要性の検討について	P. 154/P. 162
結果及び 意見の概要	・ 補助金が概算払されているが、概算払の必要性について部分的な記載はあるものの具体的に検討されていない事例 ・ 補助金が概算払されているが、交付決定に係る起案書において概算払の必要性について検討されていない事例 ・ 概算払の時期が補助金事業の支出が集中しやすいと考えられる時期の後になっている事例 等が発見された。 概算払については、補助金の交付は補助金額確定後に行うことが原則であり概算払は例外であるとともに、概算払を行う時期等に留意が必要である。 よって、概算払の必要性を厳密に判断すること、そのために申請理由についてより具体的な判断を行うために必要な書類の提出を求めること、適切な時期に概算払を行うこと等が必要と考える。	

＜事業費補助と運営費補助の区分等の整理について（総論）＞

結果及び 意見の項目	(意見) 事業費補助と運営費補助の区分、運営費補助を行う条件等の整理について	P. 40
結果及び 意見の概要	・ 事業費補助の形式を取っているが実態は運営費補助である事例、補助金の名称から運営費補助と考えられるが実態は事業費補助である事例等が複数発見された。 運営費補助は、補助金の使途が特定の事業に限定されず、補助対象経費の範囲が広い、又は曖昧となり、補助による効果が分かりにくいとの指摘があるが、本監査においては運営費補助と事業費補助との区分や整理が曖昧な事例が発見されており、結果として補助事業の目的や効果が分かりづらいものになっていると考えられる。 よって、運営費補助及び事業費補助に関する区分、補助事業は原則として事業費補助である旨、例外的に認められる運営費補助の具体的な条件等について整理を行い、福岡市補助金ガイドライン等に記載の上、市全体へ周知徹底することが望ましい。	

＜事業費補助と運営費補助の区分等の整理について（各論）＞

結果及び 意見の項目	(結果) 事業費補助としての取扱いの徹底について	P. 51
	(結果) 事業費補助の明確化及び補助対象経費の適切な把握について	P. 259
	(結果) 事業費補助の明確化及び補助対象経費の適切な運用について	P. 305
	(意見) 事業費補助としての明確化について	P. 308
	(意見) 運営費に関する補助対象経費の明確化について	P. 409
結果及び 意見の概要	・ 交付先から提出される収支計画書によれば、補助対象として計上されている支出の中に「法人（人件費）」や「法人（管理費）」といった「財団の運営に関する事業」に含まれる可能性のある項目が存在している事例 ・ 事業費補助の形をとっているが、事業費及び事務費の全てが補助対象となっている等、特定の事業に対する補助というより、実質的には運営費補助であると指摘せざるを得ない事例 ・ 補助金交付要綱の名称が運営費補助となっているが、実質的には事業費補助であると考えられる事例 ・ 補助金交付要綱では補助対象経費として運営費は明示されていないが、補助金交付申請書等において運営費が補助対象経費として計上されている事例等が発見された。 補助事業実施の前提として、事業費補助と運営費補助の区分を明確化するとともに、事業費補助を原則としながら、運営費補助については実施の妥当性等を整理することが重要である。 よって、事業費補助についてはその取扱いの徹底や事業費補助を明確化すること、運営費を補助対象経費とする場合は当該内容の明確化等が必要と考える。	

＜間接補助実施に係る適切な運用について（総論）＞

結果及び 意見の項目	（意見）間接補助実施に係る適切な運用について	P. 41
結果及び 意見の概要	・ 補助金交付要綱において補助対象団体から再交付先へ交付する際の配分基準や審査基準が明記されていない事例等が複数発見された。 間接補助を認める際に、再交付先への配分基準や審査基準を補助金交付要綱に明記しないことは、当該事業者の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。 よって、福岡市補助金ガイドラインに記載のとおり、間接補助実施の条件を厳密に運用するよう市全体に周知徹底することが望ましい。	

＜間接補助実施に係る適切な運用について（各論）＞

結果及び 意見の項目	（結果）間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について	P. 209/P. 285/ P. 290
結果及び 意見の概要	・ 補助金の一部について他団体への間接補助を認める際に、どういう場合にどういう基準で間接補助を行うかという配布基準について明確に規定されていない事例が発見された。 間接補助を認める際に、交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て一義的な補助対象団体に委ねると、当該団体の方針や運用次第では補助金が補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。 よって、配布基準や審査基準等の明確化及び具体化を行うことが必要と考える。	

＜補助金の必要性等に関する検討について（各論）＞

結果及び 意見の項目	（意見）補助金の必要性等に関する検討について	P. 300
結果及び 意見の概要	・ 交付先団体の設立当初の活動内容の変容に伴い本補助金の必要性について検討を行うべき段階にある事例が発見された。 補助金の公益性や経済性等を踏まえると、交付先団体の活動内容の変容時等においては補助金の必要性等の検討に留意が必要である。 よって、適時適切に補助金等の必要性等について検討することが必要と考える。	

＜その他の補助金交付要綱の課題について（各論）＞

結果及び 意見の項目	（意見）補助金交付要綱における市税滞納照会条項の設定及び市税滞納照会確認の実施について	P. 230/P. 308
	（意見）補助金申請期限に係る柔軟な検討について	P. 429
結果及び 意見の概要	・ 補助金交付要綱において、市税滞納照会条項を定めておらず、市税の滞納照会を行っていない事例 ・ 補助金の申請期限は一定の期限で運用されているが、補助金交付要綱上は特段の規定がない事例等が発見された。 補助金交付要綱については、補助対象経費等の明確化に加え、市税滞納照会条項の設定等補助事業の運用上種々の事項を定める必要がある。 よって、市税滞納照会条項、申請期限の明確な設定等が必要と考える。	

イ Do（実行）の業務プロセスで発見された事項

（ア）補助金交付申請・補助金交付決定について

補助金の交付申請及び交付決定に当たっては、補助金交付要綱に従った手続が実施されていること、補助金交付申請書等の文書内容に不備や不足がないこと等が重要である。

補助金の交付申請及び交付決定に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<補助金交付に係る事務手続の適切な運用について（総論）>

結果及び意見の項目	（意見）補助金交付に係る事務手続の適切な運用について	P. 42
結果及び意見の概要	・ 補助金の交付申請時に提出される補助金交付申請書、収支計画書、事業計画説明書等において、補助対象経費が明示されていない事例、記載内容が不足している事例、記載内容に対する審査が不十分である事例等が複数発見された。 補助対象経費が明示されていない事例、記載内容が不足している事例等は、適切な審査が実施できない可能性が生じるとともに、記載内容に対する審査が不十分である事例等があれば、誤った金額で補助金を交付決定しかねない。 よって、補助金事務の手引きに記載のとおり、補助金交付に係る事務手続を適切に運用するよう市全体に周知徹底することが望ましい。	

<補助金交付に係る事務手続の適切な運用について（各論）>

結果及び意見の項目	（結果）補助金基準額算出表における入所者数のチェックについて	P. 136
	（意見）補助金交付決定決裁文書における実際の決裁日付の記載について	P. 225
	（意見）収支計画書等における様式変更の検討について	P. 265
	（結果）事業計画説明書に係る網羅的な記載について	P. 395/P. 405
	（結果）収支予算書及び収支決算書に係る補助対象経費の明示について	P. 397/P. 408
	（意見）補助金額算定の基礎となる収支に係る確認の徹底について	P. 432
結果及び意見の概要	・ 補助金交付額の算定基礎となる補助金基準額算出表における入所者数について、原始証憑との照合が実施されていない事例 ・ 書面で作成された交付決定決裁文書について、文書管理システムの決裁日とは異なる遡及した日付が記載されている事例 ・ 現状の収支計画書等の様式からは補助金額の算定に手集計が必要であり煩雑である事例 ・ 交付先から提出された事業計画書の記載内容が補助金交付要綱に定められた事業計画書様式どおりとなっていない事例 ・ 収支予算書及び収支決算書には、補助対象経費等の記載が無く、補助対象経費の内容及び金額が把握できない事例 ・ 予算書と収支計画書の整合性を確認できる資料が決裁書類に添付されていない事例 等が発見された。 補助金の交付申請及び交付決定に当たっては、補助金交付要綱に従った手続が実施されていること、補助金交付申請書等の文書内容に不備や不足がないこと等が重要である。	

	よって、交付申請書等について原始証憑との照合や補助金交付要綱に基づく慎重な審査を実施すること、決裁日付について適切な事務を執行すること、補助対象経費等を把握できるように収支予算書等の様式を変更すること等が必要と考える。
--	--

(イ) 補助事業の実施について

補助金事業の実施に当たっては、補助事業の実施体制や実施方法は有効性が考慮されていること、補助事業の業務実施に当たり経済性及び効率性が検討されていること等が重要である。

補助金事業の実施に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

＜市役所内設置の任意団体に係る適格性の検討について（総論）＞

結果及び意見の項目	(意見) 市役所内設置の任意団体に係る適格性等の検討について	P. 44
結果及び意見の概要	・ 補助対象団体、補助金交付要綱、補助金に関する財務事務等について、市が事業の事務局の大部分を担っていることに加え、事業実績調査も事務局の担当部局自ら行っているといった、補助金の交付先としての適格性に問題がある事例等が複数発見された。 補助金の交付先は、地方公共団体から独立、自立した組織であることが求められると考えられる。 事実上、市が補助金の交付者であり、かつ補助事業者でもあるという状態は、補助金の適切な運用が妨げられるリスクが高まるほか、補助金における公益上の必要性について疑念が生じる可能性がある。 このため、補助対象団体としての適格性、補助事業から市の自主事業への変更可能性を検討すべきと考える。	

＜市役所内設置の任意団体に係る適格性の検討について（各論）＞

結果及び意見の項目	(結果) 補助対象団体としての適格性の検討について	P. 73/P. 83
結果及び意見の概要	・ 補助対象団体は任意団体である、同団体の事務局は市役所内にある、事務局職員は市職員が担当している、事務局を担当する市職員の部局と補助金の確定のために事業実績の調査を担当する部局が同じである等といった現状を勘案すると、補助金の交付先としての適格性に問題がある事例が発見された。 補助金の交付先は、地方公共団体から独立、自立した組織であることが求められるため、団体としての適格性が重要である。 よって、当該団体が補助対象団体として適格かどうか、また、そもそも補助事業を市の事業として実施することはできないかについて検討すべきであるとする。	

＜補助事業の実施体制、実施方法等について（各論）＞

結果及び 意見の項目	（意見）保育従事者等研修の参加促進について	P. 190
	（意見）現地調査の実施について	P. 319
	（結果）本業務終了後に最終の契約額により契約変更を行う必要性について	P. 336/P. 341
	（結果）参考見積書を前提とする場合の適切な予定価格の作成について	P. 347/P. 365
	（意見）予定価格作成に当たっての検討過程の文書化について	P. 362/P. 364
	（結果）文化芸術振興財団が業務に関与する場合の協定書等の必要性について	P. 378
	（意見）交付先団体の積立基金残高等の確認について	P. 450
	（意見）受診希望者数の把握、事業実績把握への活用等について	P. 457
結果及び 意見の概要	・ 保育従事者の研修参加に係る費用に対して交付される補助金について、当初の予定参加者数に対して実際の参加者数が減少したため、交付確定額が当初の予定交付額から大きく減少した事例 ・ 補助金交付の条件となる家庭ごみと事業系ごみの分別の可否の状況について、定期的に現地調査を行っていない事例 ・ 市が支出した負担金を財源として実行委員会で実施された事業について委託業者へ業務が委託されている。当該業務委託について仕様書に定められた契約額に係る契約変更が実施されていない事例 ・ 市が支出した負担金を財源として実行委員会で実施された事業について、委託先選定のためにプロポーザルが実施されている。当該プロポーザルに係る設計書の作成に際して参考見積書を前提に設計書が作成されている場合に、参考見積書の妥当性を検討した文書が残されていない事例 ・ 市が支出した負担金を財源として実行委員会で実施された事業について、市の外郭団体が業務の一部を担当していたが、実行委員会と外郭団体との間で、業務の一部を外郭団体が実施することに関する文書が取り交わされていない事例 ・ 交付先団体が所有する積立基金で実施される事業を踏まえると、積立基金残高を考慮することは重要であるが、補助金交付等に関する判断資料として考慮していない事例 ・ 健康診断事業について受診希望者数を具体的に把握していない事例等が発見された。 補助事業の実施体制や実施方法は、補助金交付要綱等に基づいて適切に実施されること、有効性、経済性及び効率性が考慮されることが重要である。 よって、補助事業への参加促進、現地調査、積立基金残高の把握、受診希望者数の把握等を通じて有効性や経済性をより高めること、負担金支出を財源とした実行委員会形式による事務執行については合規性等に特に留意すること等が必要であると考ええる。	

ウ Check（評価）の業務プロセスで発見された事項

（ア）補助事業の実績報告及びその審査、並びに補助金額の確定について

補助事業の実績報告及びその審査、並びに補助金額の確定に当たっては、実績報告書に不備、数値の不整合等が無いこと、確定した補助金額の算定過程が明確であること、収支決算書が適切に審査されていること、必要に応じて実地調査等が行われていること等が重要である。

補助事業の実績報告及びその審査、並びに補助金額の確定に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<実績報告に係る確認の強化等について（総論）>

結果及び意見の項目	（意見）実績報告に係る確認の強化及び周知徹底について	P. 45
結果及び意見の概要	・ 補助金額の確定に当たり、補助事業実績の具体的な確認方法として、交付先が提出する事業実績報告書、収支明細書等の帳簿類の内容確認を行っているものの、領収書やレシート等の原始証憑の確認までは行っていない事例、また、補助対象経費に人件費が認められる場合について、実際に補助対象事業に従事したことを確認するための資料の確認までは行っていない事例等が複数発見された。 補助金によっては、食糧費のように補助対象経費としてリスクが比較的高いと考えられる費目が含まれていたり、人件費のように補助対象経費か補助対象外経費かの根拠資料を確認する必要がある費目が含まれていたりするなど、実績確認には慎重を期した方がよいと考えられる場合がある。 よって、補助金ガイドラインなどに実績報告に係る確認の強化について記載し、市としてのルールを明確化するとともに、運用方法を市全体に周知徹底することが望ましい。	

<補助事業の実績報告及びその審査、並びに補助金額の確定について（各論）>

結果及び意見の項目	（結果）実績確認の徹底について	P. 101/P. 176/ P. 233/P. 236/ P. 375/P. 393/ P. 400/P. 411/ P. 452
	（意見）実績報告書における領収書の慎重な審査について	P. 129
	（意見）事業実績報告書における補助金返還額の理由の記載について	P. 151
	（意見）研修実績報告の確認について	P. 157
	（意見）実績確認の充実化について	P. 171/P. 416
	（意見）実績報告の際に提出すべき書類の明確化について	P. 210
	（結果）確定通知書の記載誤りについて	P. 218
	（結果）補助金取消事案に係る対応の強化について	P. 223
	（結果）実績報告の適切な把握について	P. 247/P. 255
	（意見）収支決算書における補助対象経費内容の明確化について	P. 267
	（意見）収支報告書の充実化について	P. 275
	（結果）支出した補助対象経費の内訳確認について	P. 285/P. 293
	（意見）補助対象経費の按分計算に係る審査について	P. 311
	（結果）収支計算書の内容確認の強化について	P. 322
	（結果）事業報告における「補助事業の経過又は成果を証する書類」の入手の必要性について	P. 323

	(意見) 実績確認の充実及び実施内容の記録について	P. 367
	(意見) 実績確認の実施内容の記録について	P. 370
	(意見) 消費税等相当額の適時把握と適切な文書決裁について	P. 391
	(結果) 消費税等相当額の適時把握と適切な文書入手について	P. 406
	(結果) 補助事業の成果に係る資料の添付について	P. 418
	(意見) 補助金額確定の基礎となる収支に係る確認の徹底について	P. 434
	(結果) 不用額の返還手続の実施について	P. 445
結果及び 意見の概要	・ 事業報告時に入手すべき書類を入手していない事例 ・ 交付先が提出する事業実績報告書、収支計算書等の内容確認を行っているが、領収書等の原始証憑の確認は行っていない事例 ・ 収支計算書等の各経費について、具体的に何に支出されたのかについての記載がない事例 ・ 概算払した補助金の執行残額については市へ返還となるが、執行残となっている理由の確認を行っていない事例 ・ 実績報告書に複数の書類が添付されているが、補助金交付要綱で求められる必要な書類の範囲が不明確である事例 ・ 補助金の確定通知について日付を誤っている事例 ・ 補助金の取消しが生じている事案について、同補助金は多数の交付先があるが、他の交付先に同様の問題がないのか追加調査を行っていない事例 ・ 補助金の不用額が発生しているにもかかわらず、返還手続を行っていない事例 等が発見された。 補助事業の実績を確かめた上で、補助対象経費の計算の正確性、各種書類間の整合性や原始証憑等との突合をもって、補助金額を確定することが重要である。 よって、事業報告書等の書類を適切に入手すること、収支計算書等各種書類の具体的内容を把握すること、原始証憑の確認を行うこと、概算払の精算時における執行残については理由を確認すること、実績報告書に添付する書類を明確化すること、補助金の取消し等が生じた場合は同様の問題が無いか調査を検討すること、補助金の不用額が生じた場合適切に返還手続を実施すること等が必要と考える。	

(イ) 補助事業の効果測定について

補助事業の効果測定に当たっては、補助金事業の事業評価が十分に実施されていること、事業評価に係る定量的な指標があること等が重要である。

補助事業の効果測定に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<指標の設定に係る検討の強化について（総論）>

結果及び意見の項目	(意見) 指標の設定に係る検討の強化について	P. 46
結果及び意見の概要	・ 定量的な評価指標を設定可能と考えられるにもかかわらず設定していなかったもの、また、定量的な評価指標が設定されているものの、補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明であり、評価指標としては不足していると考えられるものが複数あった。 評価指標の設定がないことは、事後的に本補助金事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題がある。 よって、他自治体の事例も参照しながら、例えば評価指標の必要性及び評価指標の選定に関する具体的な考え方を福岡市補助金ガイドラインに明記する等の方法により、指標の設定に係る検討の強化を図ることが望ましい。	

<指標の設定に係る検討の強化について（各論）>

結果及び意見の項目	(意見) 定量的な評価指標の設定について	P. 58/P. 61/P. 71/P. 75/P. 78/ P. 86/P. 90/P. 93/P. 99/ P. 103/P. 107/P. 111/P. 116/ P. 120/P. 125/P. 129/P. 132/ P. 137/P. 143/P. 151/P. 155/ P. 160/P. 164/P. 168/P. 174/ P. 182/P. 220/P. 228/P. 233/ P. 237/P. 245/P. 257/P. 262/ P. 281/P. 284/P. 288/P. 293/ P. 302/P. 306/P. 309/P. 314/ P. 336/P. 375/P. 393/P. 403/ P. 413/P. 423/P. 437/P. 443/ P. 448/P. 452
	(意見) 評価指標の設定について	P. 440
結果及び意見の概要	・ 定量的な指標の設定ができるにもかかわらず設定されていない事例 ・ 定量的な評価指標が設定されているものの、補助金事業と当該指標との因果関係や貢献度が不明であり、評価指標としては不足していると考えられる事例 等が発見された。 補助事業について指標を設定し、求める目標値の水準を明らかにすることは、補助事業の効果を客観的かつ公平に評価できることとなり重要なことである。 よって、補助金の交付先が提出する事業実績報告書を活用して「当該補助金を活用して、どの程度活動が活発的に行われたか」といったアウトプット指標を設定すること、「補助事業の結果、どの程度の効果があったか」といったアウトカム指標を設定すること等の検討が必要と考える。	

エ Action（改善）の業務プロセスで発見された事項

（ア）次年度への改善及び他部局への反映、並びに情報公開について

過去の包括外部監査における結果や意見について改善等が図られていること、定期的な見直しのための終期の検討は実質的に実施されていること等を通じて、次年度への改善や他部局への反映に役立てているとともに、補助事業について適切に情報公開が実施されていることが重要である。

次年度への改善、他部局への反映、並びに情報公開に関連して報告書に記載した結果及び意見の概要は、次のとおりである。

<補助金交付要綱の終期設定に係る運用の強化について（総論）>

結果及び意見の項目	（意見） 補助金交付要綱の終期設定に係る運用の強化について	P. 48
結果及び意見の概要	・ 補助金の終期を延長するに当たって補助金事業継続の意義について検討している補助金は多くあったが、例えば「補助金交付によりどの程度効果があったのか」といった定量的な視点や、「補助金交付以外で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不足しているものが複数あった。 補助金の終期を設定する趣旨は、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことにより、補助金の固定化、既得権化を防止することにある。このため、福岡市補助金ガイドラインにおいて補助金の継続に関する検証の視点が明示されているが、その視点による検討が不十分であることは、補助金の終期を設定する趣旨が達成されない可能性があり、問題がある。 よって、福岡市補助金ガイドラインにおいて示された終期設定の趣旨が各補助金の所管課に十分に浸透するように、運用の強化を図ることが望ましい。	

<補助金交付要綱の終期設定に係る運用の強化について（各論）>

結果及び意見の項目	（意見） 補助金終期の延長に係る詳細検討について	P. 60/P. 64/P. 68/ P. 74/P. 77/P. 80/ P. 85/P. 89/P. 92/ P. 98/P. 102/P. 106/ P. 110/P. 115/P. 119/ P. 124/P. 128/P. 131/ P. 142/P. 147/P. 150/ P. 154/P. 159/P. 163/ P. 167/P. 173/P. 178/ P. 181/P. 219/P. 227/ P. 230/P. 235/P. 321/ P. 401/P. 411/P. 415/ P. 421/P. 451
	（結果） 補助金終期の延長に係る詳細検討について	P. 136/P. 189/P. 192/ P. 196
	（結果） 補助金終期の設定及び見直しの必要性について	P. 327
結果及び意見の概要	・ 補助金終期の延長に当たり補助金事業をなぜ継続する必要があるのかという理由について検討していない事例 ・ 補助金終期の延長に当たり補助金事業継続の意義について検討しているが、「補助金交付によりどの程度効果があったのか」、「補助金交付以外	

	で支援する方法はないのか」といった視点等からの検討が不足している事例 ・ 補助金の終期を設定しておらず、定期的な補助事業の見直しを実施していない事例が発見された。 補助金の終期については、補助金の終期を適切に設定し、定期的に補助効果の検証を行い、各補助金の必要性についてゼロベースで見直しを行うことが重要である。 よって、福岡市補助金ガイドラインを踏まえ、補助金の終期を設定すること、補助事業の継続に当たっては具体的、定量的に検討することが必要と考える。
--	--

<補助金額の妥当性の明確化について（各論）>

結果及び意見の項目	（意見） 補助金額の妥当性等の明確化について	P. 281/P. 284/ P. 288/P. 294/ P. 298
結果及び意見の概要	・ 少なくとも直近3か年において例年どおりの金額が予算として算定され、これが事実上、補助金の金額となっている事例が発見された。 毎年、例年どおりの金額の補助金が交付されているが、資料を閲覧する限り、当該金額に係る妥当性や金額の根拠等を検討した書類は無かった。 よって、今後の計画や前年実績等の具体的な事情を検証した上で、補助金に係る金額の妥当性や金額の根拠を明確にするとともに、当該内容について文書化を行うことが必要と考える。	

<補助金の周知、情報公開等について（各論）>

結果及び意見の項目	（意見） 補助金の周知について	P. 186
	（結果） 補助金調書の作成及び情報公開について	P. 327
結果及び意見の概要	・ 補助金の周知について質問したところ、近年では個別の相談には応じているが説明会等は実施されていない事例 ・ 補助金調書が作成されておらず、同調書の形式による情報公開が行われていない事例が発見された。 補助事業について説明責任や透明性を図る観点から情報公開等の実施は重要である。 よって、補助事業について周知を働きかけること、補助金調書の作成及び適切な情報公開を行うことが必要と考える。	

令和5年3月27日
監査事務局

市への問い合わせ先について

包括外部監査結果報告に関わる、市への事実確認等のお問い合わせは、以下のとおりお願いします。

1 監査の結果及び意見（総論）に関すること

⇒ 財政局財政部財政調整課（電話 092-711-4166 内線 1524）

2 監査の結果及び意見（各論）に関すること

⇒ 報告書に記載している各補助金等の所管課

※報告書P25「第4 1（2）監査の結果及び意見の一覧」記載の部署及び、
監査の結果及び意見（各論）記載ページ（P50 以下）の当該補助金等の名称横に
（ ）書きで示された部署参照

◆令和4年度包括外部監査の結果報告書の掲載先

福岡市ホームページ「包括外部監査結果」

URL : <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kansajimu/kansal/shisei/kansa/020-8.html>